

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

株主総会議案の議決結果の公表についてのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では企業行動規範に関する規則を通じて、株主総会開催日の分散化や招集通知の早期発送、電磁的方法による議決権行使等の取組みを推奨するなど、株主総会における株主の議決権行使を容易にするための環境整備に努めていただくよう、上場会社各社への呼びかけを行っております。

これに関連して、近年、国内外の投資者から、賛否の票数を含む議決結果の公表は、議案の支持の度合いを明らかにすることで株主と上場会社の対話の端緒となるなど、コーポレート・ガバナンスの充実につながるものとして、強い要望が寄せられております。また、上場会社による株主総会議案の議決結果の公表に関する検討が行われた金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の報告書（平成21年6月17日公表）では、「株主に対する説明責任を果たすという観点から、上場会社等においては、各議案の議決結果について、単に可決か否決かだけでなく、賛否の票数まで公表することが適当」であるとの考え方が示されています。

海外をみましても、イギリスやアメリカをはじめ、既に上場会社による公表が法令に基づいて行われ、実務的にも定着している例が多くありますし、国内におきましても一部の上場会社において、自主的に議決結果の賛否の票数を公表し、株主に対するアカウンタビリティの遂行に努める動きが広がりつつあります。

そこで、上場会社各社におかれましては、株主総会議案の議決結果の賛否の票数を含めた公表について、積極的に実践していただきますようお願い申し上げます。

なお、我が国では賛否が明らかな場合には当日分の集計を行う必要がないため、これを集計しないという実務が定着しておりますが、議決権の大半は株主総会前日までに行使されることを踏まえたと、そうした場合には、総会前日までに把握した賛否の票数について公表していただくことでも、十分に意義のあるものになり得ると考えます。

敬 具

【お問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174
E-mail：syoken@nse.or.jp